

検討項目（案）

I 社会的養護の見直しの方向性

社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等が指摘される中、社会的養護体制はこのような状況に適切に対応することが強く求められている。

このため、社会的養護体制に関する制度等について必要な見直しを行うとともに、質・量とも本格的な整備を促進するための具体的方策について検討を行う。

II 具体的な論点

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

(1) 家庭的養護の拡充

家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行い、子どもが社会へ巣立っていくことができるよう支援するという観点から、里親委託を促進するとともに小規模グループ形態の住居・施設のあり方や児童養護施設等の施設機能を強化するための方策について検討する。

① 里親制度の拡充

- 里親委託を促進するための制度的な枠組みについてどのように考えるか。
(具体的な検討項目)
 - ・ 「養育里親」と「養子縁組里親」の区別
 - ・ 養育里親の社会的養護体制における位置付けの明確化
 - ・ 養育里親の制度的枠組みの充実、整備（里親認定登録制度のあり方、里親研修の義務化等）
 - ・ 専門里親の見直し（委託可能な児童の範囲、研修等）
 - ・ 里親手当について里親による養育を社会的に評価する額への引上げ

- 里親を支援する拠点の創設及びその役割について、どのように考えるか。
(具体的な検討項目)
 - ・ 里親支援機関の創設
 - ・ 里親支援機関の役割（養育里親の育成、養育里親に関する普及啓発活動、子どもを受託した後の支援の実施等）

② 小規模ケア形態の推進

- 小規模住居におけるグループ形態での養育について以下の観点からどのように考えるか。

- ・ 現在、いくつかの地方自治体において里親が5～6人の子どもを受託して行っているいわゆる「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないとの指摘がある。
- ・ また、特に小学校高学年以上の子ども等については、里親との1対1の関係を作ることが困難である場合もあり、このような場合は小規模なグループでのケアが適していることもあるとの指摘もある。
- ・ 上記を踏まえ、小規模グループ形態の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化についてどのように考えるか。

(具体的な検討項目)

- ・ 小規模住居における養育事業の制度化
- ・ 同事業の社会福祉事業への位置づけ、質の担保等のための仕組み等
- ・ 同事業の人員配置・支援体制
- ・ 同事業を実施する者の要件（例えば、里親や元施設職員等の養育経験が豊かな者等）

（2）施設機能の見直し

- 多様化・複雑化する子どもの課題に的確に対応するため、以下の観点から施設機能の充実・施設体系のあり方についてどのように考えるか。
 - ・ 子どもの状態に応じた心理的ケア、治療的ケアの充実・強化
 - ・ パーマネンシーケア（継続した生活環境や人間関係に基づくケア）の強化
 - ・ ケア単位の小規模化の推進

(具体的な検討項目)

- ・ 子どもの状態や年齢に応じたケア体制の見直し・強化の方策
- ・ 個別的なケアの実施の方策、ケア単位の小規模化の推進策
- ・ 適切なケアを行うための科学的根拠に基づくケアの方法論の構築
- ・ チームケアの推進とそのための体制整備（基幹的職員の配置、自立支援計画の見直しと進行管理等）
- ・ 関係機関との適切な連携体制の整備
- ・ 施設による家庭支援や里親支援等の強化策

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

（1）児童相談所のアセスメント機能の強化

- 児童相談所におけるアセスメント機能の充実強化、里親や施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアを提供するための体制についてどのように考えるか。

(具体的な検討項目)

- ・ 措置する際のアセスメントのあり方
- ・ 施設や里親への措置・委託中の援助方針・自立支援計画の作成と見直しの

- あり方及びその際の施設等との役割分担
- 措置解除を検討する際の保護者や地域の支援体制に関する適切な評価方法及び施設等との役割分担

(2) 家庭支援機能の強化

- 在宅における支援体制の強化や親子分離を行った場合の子どもと保護者の関わりに関する支援策についてどのように考えるか。
(具体的な検討項目)
 - 児童相談所、要保護児童対策地域協議会、施設及び児童家庭支援センター等の関係機関の役割分担と連携のあり方
 - 施設における家庭支援の強化方策

3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

- 就労や進学の支援等年長児童の自立支援のための取組をどのように拡充していくか。
(具体的な検討項目)
 - 自立生活援助事業（自立援助ホーム）の見直しによる自立支援の強化・充実（対象児童の範囲、子どもの利用形態のあり方、財政支援のあり方等）
 - 施設を退所した子ども等に対する相談等を行う拠点事業の創設

4. 人材確保のための仕組みの拡充

- 職員及びその専門性を確保するための以下の施策についてどのように考えるか。
(1) 施設長・施設職員の要件の明確化
(具体的な検討項目)
 - 施設長・施設職員の任用要件の適正化・明確化
(2) 基幹的職員（スーパーバイザー）の配置、養成のあり方
(具体的な検討項目)
 - 自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置
 - 基幹的職員に必要な要件
 - 基幹的職員を育成するための研修体制の整備
(3) 国及び都道府県の研修体制の拡充
(具体的な検討項目)
 - 都道府県が人材育成を計画的に進めるための仕組みの導入（都道府県の整備計画に社会的養護に関する人材の育成に関する事項を位置づける等）
 - 国による人材育成に関する指針の作成、研修体制の拡充等（都道府県による計画作成のための指針の作成、都道府県で人材育成を担う指導者に対する研修の実施、人材育成のためのカリキュラム作成等）

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保の方策

○ 施設内虐待の防止等子どもの権利擁護の強化に関する以下の施策についてどのように考えるか。

(1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備

(具体的な検討項目)

- ・子どもが意見を表明できる機会の確保
- ・第3者機関の設置等子どもの権利擁護のための体制の整備

(2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充

(具体的な検討項目)

- ・都道府県における監査体制の強化（第3者を加えた監査チームを編成するなどの体制整備等）
- ・国による監査マニュアルの見直し、標準化
- ・養育に関する都道府県、施設、里親の責任の明確化と体制整備

(3) 施設内虐待等に対する対応

(具体的な検討項目)

- ・施設内虐待等を受けた子どもによる都道府県等への届出
- ・施設内虐待等を発見した場合の職員等の都道府県等への通報義務
- ・通報した職員等に関する都道府県等の秘密保持
- ・通報した職員等に関する施設による不利益取扱いの禁止
- ・届出、通告があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分等都道府県等が講じるべき措置の明確化
- ・施設内虐待に関する検証・調査研究、都道府県による施設内虐待の状況等に関する公表

6. 社会的養護体制の計画的な整備

○ 要保護児童に対し適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するという観点から、都道府県において計画的にその整備を行う仕組みの構築についてどのように考えるか。

(具体的な検討項目)

- ・都道府県における整備計画の策定とその内容
- ・都道府県が整備計画を作成するための国による指針の策定とその内容